

第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画



平成30年3月

厚沢部町教育委員会

第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画の策定にあたって

子どもたちの読書離れが言われ出してから久しく時が過ぎております。とりわけ、情報文化においての変化が著しく、スマートフォンやインターネットなどの急速な発展によりアナログからデジタルへ、文字文化から映像文化へ変化してきたことが大きな影響を与えていると思われます。

本が持つ魅力は様々です。ひとたび物語の表紙を開けば、不思議な世界での話に心を躍らせたり、手に汗握る場面では登場人物と一緒にドキドキしたり、歴史上の人物が遺した熱い志に触れて自分の生き方を考えてみたり、ページをめくるたびに心が豊かになります。テレビゲームや映画と違って映像や音はありませんが、想像力を働かせることでそれを補い、自分だけの情景を作り出すことができるのも魅力の一つです。また、本を読む中で得られた言葉や感性、想像力は生きる上で大切な財産となり、豊かな人生を送るには欠かせない材料となります。

厚沢部町では子どもたちに本を読むことの楽しさを伝えていくため、平成23年度に「厚沢部町子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動のさらなる推進を図ってきました。そしてこのたび「第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画」を策定するに当たっては、第1次計画の基本的な考え方を継承しつつ、今行っている事業を継続しながら、今まで以上に厚沢部町の子どもたちが読書に親しめるように環境の整備を行うものとしします。

平成30年3月

厚沢部町教育委員会教育長 鈴木 聡

厚沢部町子ども読書活動推進計画

目 次

第1章 「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定にあたっての背景	1
---------------------------------	---

- 1 計画策定の目的
- 2 計画策定の基本方針
- 3 計画の期間

第2章 子どもの読書活動の意義と現状	2
--------------------	---

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 厚沢部町の子どもの読書活動の現状と課題

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組	7
--------------------------	---

- 1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化
- 2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- 3 町図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備

資料	11
----	----

「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定委員名簿	15
-------------------------	----

第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画

第1章 「第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定にあたっての背景

1 計画策定の目的

子どもたちは本を読むことで言葉を学び、表現力や想像力といった感性を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けることができます。そのため、子どもたちにとって読書は欠くことのできないものであり、小さいうちから本に触れ合える場を提供し、自発的に読書が楽しめるような環境を作らなければなりません。

そのためには、行政のみならず家庭・地域・学校が一体となった取り組みを進める必要があります。厚沢部町では、国が制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）及び北海道教育委員会が策定した「北海道子どもの読書活動推進計画」（平成15年11月）に基づき、平成24年に「厚沢部町子ども読書活動推進計画」を策定し、ブックスタート事業や図書館まつり、朝読書推進など、様々な場面で子どもたちが読書を楽しみ、本に触れ合う機会を増やすための活動を行ってきました。

今後、第1次計画の基本的な考え方を継承しつつ「第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる読書活動の推進に努めてまいります。

2 計画の基本方針

「第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画」では、「学校」「家庭・地域」「図書館」における現状と課題を分析し、課題解決とさらなる読書活動推進を図ることとします。

- ① 学校図書室等における読書環境と読書活動の活性化
- ② 家庭・地域における読書活動の推進
- ③ 町図書館が行うサービスの充実と読書環境の整備

3 計画の期間

本計画は、5年ごとに更新される厚沢部町教育推進中期計画と時期を合わせて更新し、必要に応じて見直しを行います。

第2章 子どもの読書活動の意義と現状

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、視野を広げて人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものです。

そのために、あらゆる機会と場所において、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備が推進されなければなりません。

人は家庭・学校・地域の中で育っていきりますが、子ども時代に出会う読書の経験はそれ以上に人を成長させてくれます。幼い時に身近な大人の膝の上で読んでもらった本の世界は、物語と一緒にその大人の声、その時の温もり、そして匂いまでもが思い出とともに蘇ってきます。字の読めない幼子が、決して一人では味わえない想像の世界を心地よく思い出せるのは、幸せな読書環境に育ったからです。幼子の読書にとっては家庭環境が一番であり、身近な大人の支えが一番大切です。

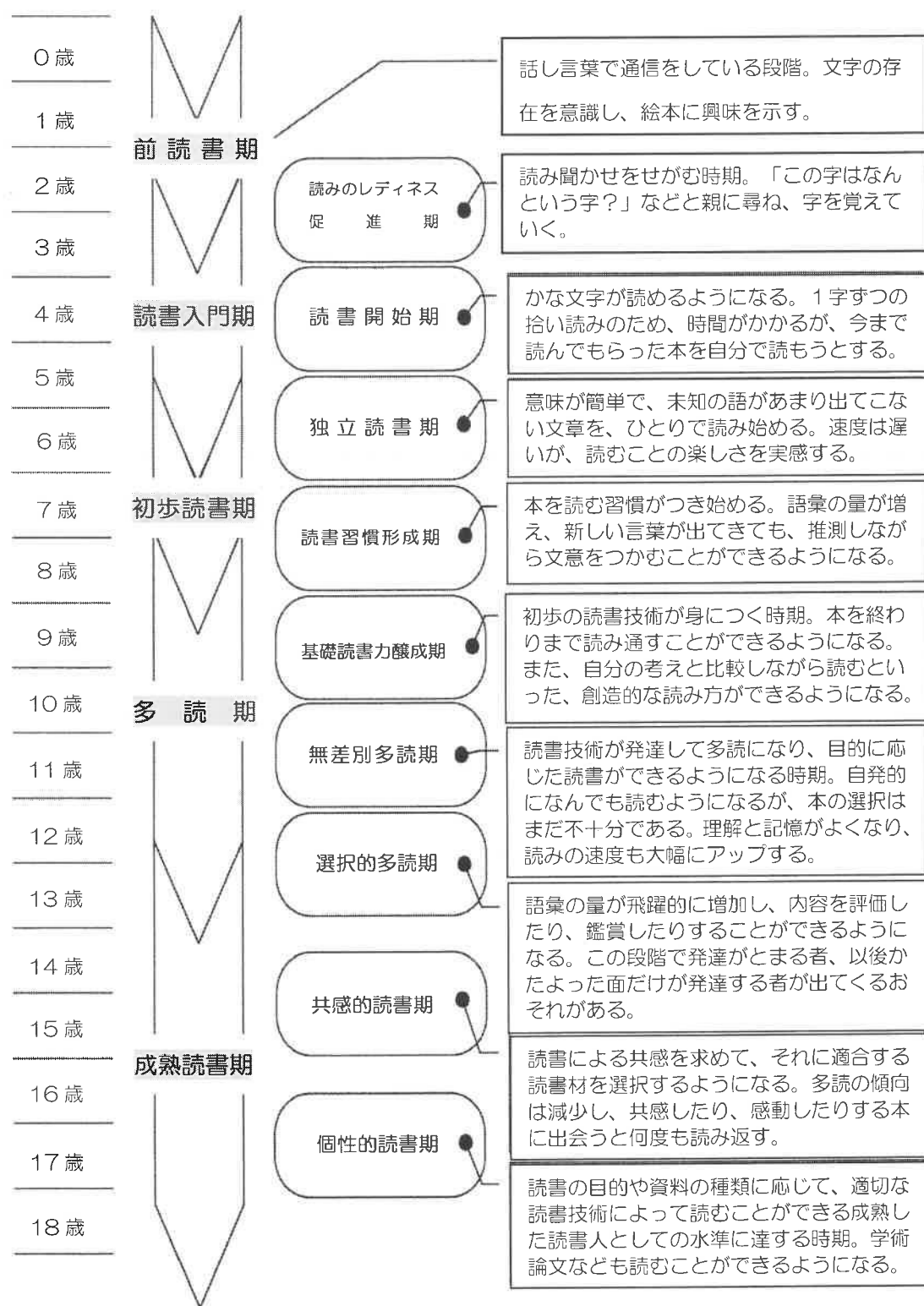
そして、幼児教育機関（保育所や幼稚園）や子育てサークル等で、同い年の子どもと一緒に味わう「読み聞かせの時間」は、友達と一緒に笑ったり、喜んだり、ヒヤヒヤしたり、ドキドキしたり、十分に楽しみを共有できる経験を与えてくれます。それは本の楽しさを十分知っている理解ある大人が側にいるからです。

また、文字を覚え、自分から読書ができるようになると、先生や友達の紹介で新しい本との出会いが始まります。未知の世界をまるで羽根が生えたように自由に飛び回りながら、今まで経験したことのない出来事に遭遇します。そして、ページをめくるとに心が高鳴り、想像の世界で思考する自分との出会いに喜びを感じるようになるのです。

イギリスの児童図書館員、アイリーン・コルウェル氏は「書物のない家庭は、窓のない家のようなものです。なぜなら、本というものは、それを通して、子どもが知識と経験のより広い世界をのぞき見ることのできる、もっとも重要な手段だから」と述べています。

このように、子どもの心の健全な成長を促し、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要であり、子どもが自主的に読書できる環境づくりを推進していく必要があります。

厚沢部町には、子ども時代の読書を応援するための関係機関・団体として、図書館、保健福祉担当課、ブックスタートボランティア、保育所、小学校、中学校、読み聞かせサークル等があります。それら関係機関・団体が、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書環境を大切にしたいと願い、連携して取り組むことも必要です。



読書能力の発達段階

(読書教育研究会編 1995年「読書教育通論-児童生徒の読書活動」学芸図書)

2 厚沢部町の子どもの読書活動の現状

子どもの読書活動の現状と課題

【学校】

読書意欲の向上や望ましい読書習慣の形成のため「朝読書」等の全校的な読書活動が行われています。

また、読書活動や学校図書館に関する広報活動（学校図書館だよりの発行、学校だよりの記事掲載、校内でのポスター掲示、全校集会での啓発、新着図書リスト作成など）をすべての学校で実施しており、読書活動を積極的に推進しております。

小学校では読み聞かせサークルによる読み聞かせ会が行われており、児童は楽しみながら参加しています。また、高学年から低学年へ読み聞かせを行うこともあり、本に触れる機会が多い環境であることがうかがえます。

移動図書館が学校へ訪問する際には、月に一度学級文庫と学校図書室への団体貸出も行っております。移動図書館が抱える課題は、利用者が特定の児童・生徒であることが多いため、より多くの子どもたちに利用してもらうよう改善が必要であることです。

平成26年に学校図書館法が改正され、学校司書（※1）の配置が努力義務となりましたので、極力配置できるようにする必要があります。ですが現在、厚沢部町の小・中学校では司書教諭も学校司書も配置されておらず、図書担当の教諭はいるものの担当変更などにより、一貫した図書館運営や蔵書管理が難しいことが問題となっています。

学校図書室は現在、蔵書の背表紙に番号を付けて分類分けを行い管理していますが、データベースが存在しないため管理が難しいことが課題となっています。そのほか、読書活動にブームが存在し、ブームがおさまると読書活動が形だけになってしまうことも課題の一つです。また、移動図書館も特定の生徒しか利用しないため、児童・生徒の読書への興味・関心を高め、より多くの利用者を確保することも解決しなければならない課題です。

（※1）学校司書とは、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員。

（学校図書館法第六条第一項より）

【家庭・地域】

子どもが読書に興味を持つためには、日常生活の中で大人が本を読む姿を見ることが、子どもに本を読み聞かせることが大切であり、子どもの読書習慣の形成には身近な大人の導きが不可欠であると言えます。町内保育所においては「読み聞かせ」は日常的に行われており、読み聞かせサークル（※2）による読み聞かせ会も年に数回開催されています。

そして、厚沢部町では幼児期からの読書習慣形成の為、「ブックスタート事業（※3）」や「フォローアップ事業（※4）」、「読み聞かせサークル活動」が行われております。また、

読み聞かせサークルの方たちには「図書館まつり」や「図書館クリスマス会」にも講師として参加していただいております、厚沢部町の読書啓発事業において必要な存在となっています。

今後もこれらの事業を継続・発展させていかなければならないところですが、現在ブックスタートボランティアの人数が不足しています。事業開始当初は12名であったのに対し、平成29年度では6人にまで半減しており、ブックスタートボランティアの人数確保が早急に解決すべき課題となっています。

(※2) 町内の読み聞かせサークルは「おはなしポケット」と「館っ子おはなしの会」の2団体。

(※3) ブックスタート事業：平成16年度より開始。9～10ヵ月の乳幼児健診時、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひと時を持つきっかけをつくる活動。

(※4) フォローアップ事業：ブックスタート事業後のフォローとして、2歳児検診時に実施。対象年齢に応じた絵本の紹介や読み聞かせを行う。



《読み聞かせ会》



《ブックスタート》

【図書館】

第1次計画を策定する前後の図書館利用者の平均は、策定前が6,817名、策定後が6,336名と、およそ500名の利用減となっていました。子どもの利用者数を見ると策定前が3,300名、策定後が3,381名と、若干ではありますが増加傾向にあります。

また、貸出冊数の平均については策定前が8,036冊、策定後が9,337冊と、1,

300冊もの増加が見られました。特に増加が顕著なジャンルは児童書で、3,680冊から4,638冊と、1,000冊弱の大幅な貸し出し増となっております。

図書館が行っている読書啓発の事業としては、小学校新1年生に図書館の利用方法の説明とバッグの配布、小・中学生に対して長期休業中に「夏（冬）休みおすすめ図書リスト」の配布や読書感想文集の発行、図書館祭りやクリスマス会といったイベントで随時読書の楽しさを発信しています。また、配架してほしい本のリクエストも受け付けており、利用者の要望に極力応えられるように選書を行っております。

第2次計画では、現在続けている事業は引き続き行いつつ、本に触れる機会を増やせるよう努めます。

図書館が現在抱える課題には、行政報告書や町内施設紹介のパンフレットといった、町の情報拠点としての役割を果たすための地域資料が乏しいことがあげられます。また、古い新聞の廃棄も進んでおらず、早急に整理しなければなりません。新着図書の案内は館内で行っているものの、町内の他の施設では行っていないため周知が十分とは言えない状態ですので、こちらも改善が必要です。

現在、図書館には子供向けのコミック（漫画本）を配架していますが、子どもたちが漫画ばかり読むことのないように、購入する蔵書をコミックからライトノベル等へ変更するなど、蔵書構成のバランスを考えながら購入計画を図書館運営者で策定することも必要です。



第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 学校図書室等における読書環境整備と読書活動の活性化

子どもが読書活動への意欲を高め、自主的な読書習慣を身につけることができるよう、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げるような機会を提供するとともに、そのための環境の整備と充実に努めます。

【推進方策】

- (1) 読書を楽しむきっかけとなるよう、学校における読書活動の推進と読書環境の整備に努めます。
- (2) 調べ学習や読書活動の支援のため、学校と図書館の連携・協力を図ります。
- (3) 子どもたち自身が読書活動の意義や重要性の普及・啓発をするよう努めます。

【具体的な取組と年次計画】

△準備 ○新規 ●継

続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		30	31	32	33	34
(1) 学校における読書活動の推進と読書環境の整備	・朝読書等の全校的な読書活動の推進	●	●	●	●	●
	・学校図書室の環境や図書資料の整備	●	●	●	●	●
	・教科学習における学校図書室の活用	●	●	●	●	●
	・校内での読み聞かせ会の開催	●	●	●	●	●
	・蔵書のデータベース化	△	△	○	●	●
	・鶉・館小学校への図書館蔵書返却箱設置	●	●	●	●	●
	・読書感想文集の発行	●	●	●	●	●
	・移動図書館訪問時における本の推薦	△	○	●	●	●
(2) 図書館と学校との連携・協力	・学校図書室や学級文庫への団体貸出	●	●	●	●	●
	・図書館職員派遣による蔵書整理や運営協力	●	●	●	●	●
	・調べ学習やブックトーク等(※5) 総合学習や読書行事での図書館の活用	●	●	●	●	●
	・蔵書目録の共有化	●	●	●	●	●
	・移動図書館で運ぶ蔵書の要望把握	○	●	●	●	●
(3) 子ども自身に	・学校図書室の新着図書案内	●	●	●	●	●

よる読書活動啓発	・学校図書便り作成・配布 ・児童・生徒による読み聞かせの実施	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●

※参考【教科学習における学校図書館の活用とそのための環境整備】

学校図書館法における学校図書館の目的は、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」と規定するように、学習指導の支援も目的の一つに掲げられている。

とりわけ、探究型学習が指向されている今日では、学校図書館の機能を活用しないで効果をあげることは困難とされている。

教科学習に活用するためには、学校図書館そのものが利用できるように整っていなければならない。少なくとも、次の条件を満たしていなければ、十分な効果は期待できない。

- ・登校時間から下校時間まで、鍵をかけずに開館している。
- ・日本十進分類法（NDC）（※6）によって分類され、所在記号を書いたラベルが貼ってある。
- ・本の背には、所在記号以外のラベル等を貼っていない（禁帯出等は除く）
- ・書架の棚の左から右に、分類記号順に配架している。
- ・書架に、配架している本の分類が分かる表示がある。
- ・内容が古く、誤った情報を与えるような本が書架上にない。

これらの条件を満たしていないと、本を必要な時に探すことがなかなかできず、また探し当てたとしても古い本のために学習指導には適さないものとなる。

執筆：村山功 静岡大学大学院 教授
 須永和之 國學院大學 准教授
 森田盛行 社会法人全国学校図書館協議会 理事長
 刈崎奈美子 社会法人全国学校図書館協議会 事務局長・編集部長

2010年「平成21年度文部科学省委託事業 学力向上のための読書活動 学校図書館活用ハンドブック」

（※5）ブックトーク：あらかじめ決めた「テーマ」に沿って関連する本を選び、本から本へ話をつなぎながら紹介すること。

（※6）日本十進分類法（NDC）：図書館の利用者が、さまざまな図書の中から求める情報を収録した図書を容易に迅速に見出すための、日本で一般的に使用されている図書分類法。

2 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるため、その意義や重要性について広く普及・啓発を行う人材の育成に努めます。そして、子どもの読書活動に携わる関係機関・民間団体が、緊密な連携と相互の協力が図られる体制を整備し、地域全体の取り組みとして子どもの読書活動を推進していきます。

【推進方策】

(1) 小さいうちから読書に対する興味を持たせるため、乳幼児とその保護者に対して読

書活動推進の啓発を行います。

(2) 関係機関や民間団体との連携・協力を図り、読書活動の活性化を図ります。

(3) 子どもと本を結びつける活動を行う人材の育成及び交流に努めます。

【具体的な取組と年次計画】

△準備 ○新規 ●継続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		30	31	32	33	34
(1) 乳幼児とその保護者に対する読書活動推進啓発	・ブックスタート・フォローアップ事業の実施 ・母子保健事業での読書啓発 ・推薦図書リストの配布	●	●	●	●	●
(2) 関係機関や団体との連携・協力	・保育所や学童保育所等への団体貸出 ・母子保健事業での推薦図書リストの配布 ・関係団体からの推薦図書の紹介 ・各機関・団体での図書館除籍済図書の活用 ・学校や保育所等での読み聞かせ会の開催 ・読書活動団体の活動の支援や場の提供	●	●	●	●	●
(3) 人材の育成と交流	・新規読み聞かせボランティアの募集 ・研修会や講座等への参加の呼びかけ ・関係機関や団体の交流会の開催	●	●	●	●	●

3 町図書館が提供するサービスの充実と読書環境の整備

子どもたちの興味・関心を引き出せるような蔵書構成を図り、利用者に常に新しい情報と快適な読書環境を提供できるよう努めます。

また、「町の情報拠点」としての役割を果たすため、厚沢部町に関する地域資料の収集と保存にも力を入れることとします。

【推進方策】

- (1) 自主的な読書活動を支援するため、図書館の整備と充実に努めます。
- (2) 図書館で本にふれあう場所や機会の充実を図ります。
- (3) 「読書活動推進委員会」を組織し、関係機関や団体の資質の向上に努めます。

【具体的な取組と年次計画】

△準備 ○新規 ●継

続

推進方策	具体的な取組	年次計画				
		30	31	32	33	34
(1) 図書館の整備・充実	・蔵書のデータベース化	●	●	●	●	●
	・図書館職員によるレファレンスサービス(※7)の提供	●	●	●	●	●
	・特集やランキング、リクエストコーナーの充実	●	●	●	●	●
	・配架要望把握のためのアンケートの実施	●	●	●	●	●
	・古い蔵書・新聞の定期的な整理	○	●	●	●	●
	・道立図書館等との連携によるサービスの拡充	●	●	●	●	●
	・移動図書館バス「あすなろ号」の充実	●	●	●	●	●
	・図書館職員と運営者による蔵書購入計画策定	○	●	●	●	●
	・厚沢部町に関する地域資料の収集	○	●	●	●	●
(2) 本に触れ合う場所や機会の提供	・図書館まつり・クリスマス会の開催	●	●	●	●	●
	・職場体験や図書館見学の受け入れ	●	●	●	●	●
	・各施設へ図書紹介コーナーの設置	○	●	●	●	●
(3) 「読書活動推進委員会」の組織	・関係機関や団体による委員会の組織	●	●	●	●	●
	・運営や整備に関した意見や情報交流のための委員会の開催	●	●	●	●	●

(※7) レファレンスサービス：利用者が学習・調査を目的として必要な情報・資料を求めた際に、図書館職

員が情報または必要とされる資料を検索・提供・回答することによって、これを助ける業務。

【資料】

厚沢部町図書館蔵書貸出冊数・利用者データ

年度	一般書	児童書	合計(単位:冊)
H24	6,678	3,185	9,863
H25	5,070	5,552	10,622
H26	4,535	4,833	9,368
H27	3,705	5,035	8,740
H28	3,509	4,585	8,094
平均	4,699.40	4,638.00	9,337.40

年度	大人	子ども	合計(単位:人)
H24	3,392	3,521	6,913
H25	2,654	3,265	5,919
H26	3,061	3,525	6,586
H27	2,822	3,236	6,058
H28	2,848	3,358	6,206
平均	2,955.4	3,381.0	6,336.4

H19	3,370	3,165	6,535
H20	3,851	4,596	8,447
H21	4,632	4,078	8,710
H22	5,238	3,601	8,839
H23	4,689	2,964	7,653
平均	4,356.00	3,680.80	8,036.80

H19	4,703	3,884	8,587
H20	3,868	3,884	7,752
H21	3,204	3,163	6,367
H22	2,833	2,824	5,657
H23	2,977	2,747	5,724
平均	3,517.0	3,300.4	6,817.4

全国の公立小・中学校における学校図書館図書標準の達成率ごとの学校の割合

	小学校	中学校
達成率 0～25%未満	0.4%	0.6%
達成率 25～50%未満	0.9%	2.4%
達成率 50～75%未満	8.0%	12.4%
達成率 75～100%未満	24.3%	29.3%
達成率 100%超	66.4%	55.3%

※学校図書館図書標準の達成率：各学校における学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成割合。

厚沢部町における学校図書館図書標準の達成状況

	小学校	中学校
達成率 0～25%未満	1 校	
達成率 25～50%未満		
達成率 50～75%未満	2 校	
達成率 75～100%未満		1 校
達成率 100%超	1 校	2 校

(27年度末 文部科学省)

全国の公立学校における司書教諭発令状況及び学校図書館担当職員配置状況

	小学校	中学校
--	-----	-----

司書教諭	67.9%	64.6%
学校図書館担当職員	59.3%	57.3%

※学校図書館担当職員：専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。学校司書。

地域との連携に関わる取組の状況

	小学校	中学校
ボランティアを活用している学校数の割合	81.4%	30.0%
公共図書館との連携をしている学校数の割合	82.2%	57.5%

蔵書のデータベース化の状況

	小学校	中学校
26年5月	71.6%	69.9%
27年3月	73.9%	72.7%

(28年10月 文部科学省)

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基

本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

文字・活字文化振興法

（関係機関等との連携強化）

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に必要の施策を講ずるものとする。

学校図書館法

（目的）

第1条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（学校図書館の運営）

第4条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

附 則 抄

（司書教諭の設置の特例）

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

（学校司書）

第6条 学校には、前項第1項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない。

図書館法

（図書館奉仕）

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 4 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 5 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 8 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

「厚沢部町子ども読書活動推進計画」策定委員名簿

《 委 員 》

太 田 滋 子	社会教育委員副委員長
橋 端 純 恵	厚沢部保育所主任保育士
滝 澤 和 美	厚沢部小学校教諭
大久保 有希恵	鶉小学校教諭
大 野 弘 子	館小学校教諭
中 田 光 星	厚沢部中学校教諭
中 野 幸 子	ブックスタートボランティア
福 島 美 香	読み聞かせサークル「おはなしポケット」
尾留川 ゆかり	読み聞かせサークル「館っ子おはなしの会」
菊 池 麗 奈	保健福祉課 保健師

《任期：平成29年11月25日～平成30年3月31日》

《事 務 局》

鈴 木 聡	教育長
三 上 光 憲	教育委員会 事務局主幹
佐 藤 優 平	教育委員会 社会教育係
飴 谷 美 鈴	教育委員会 社会教育係（図書館係）
大 口 絢 子	教育委員会 社会教育係（図書館係）

第2次厚沢部町子ども読書活動推進計画

編集・発行 2018年3月
厚沢部町教育委員会

〒043-1113

北海道桧山郡厚沢部町新町 234-1

TEL 0139 (64) 3436

FAX 0139 (64) 3822



北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター